

## 平成25年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議録

日時：平成25年7月5日（金）13:30～15:00

場所：佐倉市役所議会棟第1委員会室

出席者 委員 覚正会長、今井副会長、大沼委員、金子委員、小西委員、鈴木委員、田部井委員、山森委員  
事務局 鈴木総務部長、橋口総務課長、川島行政管理班長、今川主査、上地主任主事、村上主事  
説明者 青木健康増進課長、中嶋予防検診班長  
傍聴人 なし

審議会開催に先立ち、市長より各委員に委嘱状の交付が行われました。

### 1 審議

審議に先立ち、事務局職員及び委員の自己紹介が行われました。

また、事務局より、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会の概要について説明がありました。

#### (1) 会長・副会長の選出について

事務局 審議会条例第5条により、審議会に会長、副会長を置き、委員の互選により定めると規定されています。まず会長の選出についていかがいたしましたか。

委員 初めてですので事務局から提案があればお願ひします。

事務局 前期の審議会において、会長をお務めいただいた覺正委員にお願いできればと思いますがいかがでしょうか。

委員 異議なし。

委員の了承があり、覺正委員が会長に選出されました。

事務局 以後の進行について会長にお願いします。

会長 副会長の選出についてはいかがいたしましょうか。事務局から案はありますか。

事務局 世田谷区で情報公開・個人情報保護審査会の委員を長年経験されておられた今井委員にお願いできればと思いますがいかがでしょうか。

委員の了承があり、今井委員が副会長に選出されました。

#### (2) 審議会の会議公開等について

ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 委員改選後、初めての会議となりますので、審議会でお決めいただくことが審議事項(2)のア、イ、ウとなります。アの会議の一部を非公開とする場合の決定方法ですが、情報公開条例第28条の規定により審議会等の会議は原則公開となっています。これにより、本審議会も公開の手続を行っています。

ただし、条例に不開示情報に該当する事項を審議する場合等はこの限りでないとの定めがありますので、そのような審議事項が発生した場合の会議の非公開の決定方法についてお決めいただければと思います。会議公開要綱第3条により、会議非公開の決定方法については、会議における議決、委員全員による個別の承認、あらかじめ指名された委員による承認、その他審議会が定める方法の中からお決めいただくこととなっており、第2項により非公開の決定は、会議開催の1週間前までに行うものとされています。

会長 皆さんのご異議がなければ、これまでと同様に会長、副会長に一任いただければと思いますがいかがでしょうか。

委員 異議なし。

会長 それでは、会長、副会長による合議の上決定したいと思います。

#### イ 傍聴要領について

会長 先ほど概要説明があったと思いますが、会議資料は傍聴人には手渡すですか。

事務局 差支えないものは基本的にお渡しします。

会長 傍聴について、席は何席用意するのですか。

事務局 運用で5名以上傍聴できるようにしております、本審議会では、会場のスペースを考慮して可能な限り対応するようにしています。

会長 その他傍聴要領について何かご質問はありますか。

委員 これまでの審議会で傍聴人がいた事例はどれくらいありましたか。

事務局 これまでの事例ですといらっしゃっても1人か2人でした。

傍聴要領については、様式で示されている案のものを使用することとなりました。

#### ウ 会議録の作成方法及び確認方法について

会長 会議録の作成方法については、全文筆記か要約筆記かという点と委員の氏名の記載をどうするかということでよろしいですか。

事務局 あとは、会議録の確認について、委員全員に確認いただくか、例えば、先ほどのように会長、副会長に一任するかあります。

委員 要約筆記がよいと思います。確認は、会長、副会長にお願いしたいと思います。

会長 表記について、委員とするか名前を載せるかについてはいかがでしょう。

事務局 前回は委員という表記をしておりました。情報公開審議会ということもあ

りますので、氏名表記についてご考慮いただければと思っております。

会長 氏名の表記についてはメリット、デメリットがあり、委員表記ですと自由な発言が促せるということもあります。誰が発言したか知りたければ傍聴するという手段もありますので、今までどおりということいかがでしょうか。

委員 異議なし。

会長 では今までどおり、会長、副会長については、役職を記載し、他の委員については、委員という表記とさせていただきます。議事録の確認についても、会長、副会長が確認をするということでいかがでしょうか。

委員 異議なし。

会長 では、審議事項は以上となります。続いて、報告事項に移らせていただきます。

## 2 報告

### (1) 集団住民健診に係る個人情報の流出について

資料に基づいて、健康増進課長より報告がありました。

会長 ただいまの報告について何か質問はございますか。

委員 データが送られてきた目的はどのように考えていますか。

健康増進課 何の目的で古いデータを今になって出してきたのかということについて我々も疑問に思っているところであり、分からぬといいうのが正直なところです。

委員 当然ＵＳＢですから、複製している数がこれだけではないと考えられるわけですよね。市長宛だけだったのでしょうか、ほかにそういう報告はされてないということですが、その辺は調べられているのか。業者という話でしたが本当に業者だけだったのか、ＵＳＢがあれば転送するとかどこかにアクセスを流すとか添付した時に簡単にＵＳＢに落とすことはできるわけですから、そのようなことは考えられないのでしょうか。

健康増進課 まず、ＵＳＢメモリーについては、製造元の分からぬもので、数百円で売られているようなものの新品でした。事業者からのハッキングによる流出も考えられるのですが、ファイヤーウォールの契約をしており、基本的に外部アクセスができない状況になっております。二次流出については、ハッキングがあればインターネット上の二次流出も考えられるのですが、現状ではそういう状況は確認されておりません。おっしゃるとおり手元にデータがまだ残っている可能性はあると思いますが、それがほかに流布されるということについては、現状では把握しておりません。また、問題が発覚した後にこのことに起因する被害は生じていないということで推移しております。

会長 他に何かご質問はありませんか。

委員 ＵＳＢを送ってきた人の特定はできていないのですか。

健康増進課 相手は匿名であり分かりません。

- 委員 それについて警察に相談しているということですね。
- 委員 日本健康俱乐部とは長く委託契約を結んでいるのですか。
- 健康増進課 これまで入札やプロポーザルなどを行ってきており、日本健康俱乐部とは長く契約をしているところです。
- 委員 ずっとその間データはあるわけですよね。この中で平成19年度と20年度分だけが今回流出したというのは不思議です。
- 健康増進課 なぜその時期のデータが今流出したのか我々としても疑問です。送ってきた人物が特定されて理由が明らかにされない限り、分からぬというのが正直なところです。
- 委員 日本健康俱乐部には今後も業務を請け負っていただくということでしょうか。
- 健康増進課 本年度と来年度の2か年の契約を締結しており、引き続き委託をお願いするところですが、契約終了後はまた入札することになると思います。その中でまた日本健康俱乐部になるかどうかは分かりません。
- 委員 市民の方に不安を与えないような形でやっていっていただきたい。
- 委員 お願いなのですが、受託した事業者は当然事業を適正に行うのは当たり前ですが、保有個人情報をしっかりと保護していく、法で規定した遵守義務これをしっかりとやつていただかなければならぬ業務ではないかと思います。検査のデータというのは非常に流用性が高く、また広く流出する可能性も高い、ということを考えると遵守義務、責任というのをきちんとするように指導していただきたいと思います。また、受託した事業者が管理者、従業員含めて保有個人情報保護を認識して業務にあたっているのか、そういう指導をしていただきたいと思います。
- 健康増進課 平成20年以降、プライバシーマークの認証を受けて会社内の体制は強化されており、今回の件があつてからも更に社内教育の徹底を我々からもお願いしているところです。引き続き強い指導をしていきたいと考えています。
- 会長 他に何かございますか。私のほうから2点ほど。5月21日に封書が届いてから5月28日にプレスリリースするまで、この間に府内でどういう流出防止のための措置がされたのでしょうか。あるいはどういうような対応を取るうとしてきたのでしょうか。もう1点は、この業者と佐倉市と個人情報を遵守するという誓約書を交わすことになっていましたよね、それはきちんとされているのでしょうか。
- 事務局 個人情報取扱特記事項ということで契約書の中に入っていました。
- 会長 遵守義務をきちんと守っていたのですか。市民のプライバシーの流出という大きな問題であるし、ましてやそれを守るための条例があるのですから、軽く取り扱える問題ではないと思います。21日から28日の間府内でどのような対応をしていたのでしょうか。
- 健康増進課 情報システム課、契約検査室等関係課の職員と今後の対応等について2回

打ち合わせをしました。

会長 この問題が出たことに対して二次三次の被害を防ぐため、また、市役所内で今後個人情報の流出に関してどうやって考えていくか、取り組んでいくか、対処の方法、今後の方針をまとめて考えると思うのですが。

健康増進課 5月21日に判明して、その時点でまず第1点に市からの流出かどうかの事実確認を行いました。これについて確認したところ、委託事業者からの流出であることが間違いないであろうということが分かりました。数日のうちに確定が取れましたので、6月1日から健康診断が始まる中で、契約は締結済みであり、2点目として執行をどうするかという判断をしなければなりませんでした。市としては検診を受ける予定の市民の方に混乱を来すことが考えられますので執行をどうするか並行で検討し、検診は予定どおり実施するという結論に至りました。関係部局と打ち合わせを行い、1点目と2点目を並行して検討していく中で、最終決断をして公表しました。その間に日本健康俱乐部ともやり取りをし、調整を図りながら進んできた形です。

事務局 補足ですが、その中でデータが流出した方たちをどう保護していくべきよいかということを検討し、そのためには公表して2次被害を防ぐ必要があるということで、新聞公表のほか、文書の送付や個別訪問によりお詫びに伺うということなども行ってきたところです。

会長 個別訪問はいつから始めたのですか。

健康増進課 6月3日からになります。

会長 文書の発送はいつ行ったのですか。

健康増進課 6月4日になります。

会長 市から流出したわけではありませんが、委託した事業者から出したということで監督責任に厳重に注意し、個人情報保護について全力を挙げて対処していただきたいと思います。また、市民への説明をより一層していっていただきたいのでよろしくお願ひします。

#### [健康増進課退席]

#### (2) 平成24年度情報公開制度の実施状況について

事務局より次のような説明がありました。

事務局 開示請求の処理状況について、平成24年4月から平成25年3月までの間に、述べ63人の方から833件の公文書について開示請求がありました。決定の内訳は、開示決定が819件（全部開示715件、部分開が104件）、不開示決定が11件、請求の取下げが3件であり、不開示決定をした11件は、いずれも不存在を理由とするものでした。

開示請求に係る公文書の主な内容及び件数については、平成24年度は東京電力に対する電気料支払いに関する開示請求が多く行われており、全体の

約 77.6% (646 件) を占めています。また、指定管理者の指定申請書類等の開示請求が複数の所属に対し行われ、全体の約 9.6% (80 件) となっています。また、不開示理由の内訳については、条例 7 条 2 号の個人情報が 74 件と最も多く、個人の印鑑の印影などが主な不開示部分となっています。

延べ開示請求者 63 人に対し、開示請求に係る公文書件数は 833 件であり、開示請求者 1 人当たりの平均公文書件数は、約 13.2 件となっています。

情報公開審査委員に対する不服の申出等について、審査委員は開示請求者の救済等を図るため、情報公開条例に基づいて設置された独任制の機関となっています。実施機関が行った開示決定等に対し不服がある場合は、審査委員に対し不服の申出を行うことができますが、平成 24 年度は不服の申出はありませんでした。また、審査委員は、情報公開の総合的な推進に関し、相談、苦情等を受け、必要に応じて実施機関に助言又は意見を述べることができますが、平成 24 年度は、4 件の要望がありました。

要望及び処理の内容について、1 件目は、議会の議決前であっても決算書を販売してほしいというものであり、これについては、要望のあった翌日から決算書が頒布されたことから、結果的に解決済みとなり、今後も市議会定例会の開会日から頒布することについて実施機関に確認をしました。

2 件目は、公文書の開示の際に、スキャナによる読み取りが可能となるようにしてほしいというものでした。これについては、本来、情報公開審査委員が受ける相談、苦情等の範囲外の内容でしたが、実施機関に確認したところ、今後は認める方向で検討を進めるとの回答を得ております。

3 件目は、社会福祉協議会の評議員会を開示するよう勧告してほしいというものでした。これについては、団体の自主性や独立性を考慮し、社会福祉協議会の自主性に委ねることがふさわしい事案と考え、今後、協議会自身において環境の醸成等を図りながら自らの意思と判断で決定していくことが適当であると判断しています。

4 件目は、情報公開に当たり、原本開示が基本であることの認識が薄い、文書の特定の際の配慮が足りない、開示請求者の個人情報保護の認識が少ないとと思われるとの 3 点について、啓発してほしいというものと、4 点目として、スキャナ使用の際にコンセントも使用可能にしてほしいというものでした。啓発については、条例等に則った制度運用をするよう実施機関宛に要望をし、コンセントの使用については、審査委員が受ける相談、苦情等の範囲外の内容であり、実施機関が庁舎管理上の観点等から判断すべき問題と考えると回答しています。

次に、市政情報の公表状況について、406 件の市政に関する情報を公表しております、内訳は表のとおりとなっています。審議会等の会議の公開に関する運用状況は、平成 24 年度は 56 の審議会等が計 120 回の会議を開催しており、このうち公開した会議の回数は 114 回、傍聴人の数は 92 人となっておりま

す。市政資料室の利用状況について、市役所 1 号館 2 階にある市政資料室では、市政に関する資料を自由に閲覧できるとともに、有償刊行物を購入することができます。平成 24 年度の市政資料室の利用人数は 5,519 人でした。

### (3) 平成 24 年度個人情報保護制度の運用状況について

事務局より資料に基づき次のような説明がありました。

事務局 保有個人情報取扱事務の総数は 617 件であり、実施機関別の内訳については表のとおりであり、届出事項としては、戸籍的事項が最も多くなっています。保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について、平成 24 年度に実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用は 1 件でした。

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について、平成 24 年度において実施機関が行った外部提供は 207 件です。主な外部提供先は、警察署が 99 件、公安委員会が 70 件であり、いずれも法令の規定に基づいて行われた照会に対し、市から情報提供したものとなっています。詳細については、資料編 2 ページ以降に記載されています。

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況について、開示請求の件数及びその処理状況ですが、延べ 16 人の方から 30 件の保有個人情報の開示請求がありました。このうち開示決定をしたものが 21 件（全部開示 12 件、部分開示 9 件）、不開示決定をしたものが 6 件、請求の取下げが 3 件でした。不開示とした 6 件のうち、条例第 16 条各号の不開示情報に該当するものが 4 件、不存在が 2 件でした。請求内容については、資料編 20 ページ以下に記載されており、介護認定に係る主治医意見書、介護認定調査票などが主なものとなっています。訂正及び利用停止請求についてはありませんでした。

個人情報保護委員に対する不服の申出等について、平成 24 年度は不服の申出はありませんでしたが、要望が 1 件提出されました。内容は、開示請求者の個人情報の保護について注意喚起してほしいというものであり、該当の実施機関に対し、開示請求者の氏名を含めた個人情報の適正な取扱いの確保について周知徹底するよう要望を行っております。

以上の報告について、会長が各委員に質疑等を求めたところ、平成 24 年度情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況については、特に質疑等はありませんでした。

会長が他に意見等のないことを確認し、会議は終了しました。

平成 25 年度第 1 回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会  
次 第

平成 25 年 7 月 5 日 (金)

午後 1 時 30 分から

佐倉市役所議会棟第 1 委員会室

1 審 議

- (1) 会長・副会長の選出について
- (2) 審議会の会議公開等について
  - ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について
  - イ 傍聴要領について
  - ウ 会議録の作成方法及び確認方法について

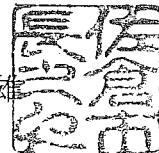
2 報 告

- (1) 集団住民検診に係る個人情報の流出について
- (2) 平成 24 年度情報公開制度の実施状況について
- (3) 平成 24 年度個人情報保護制度の運用状況について

25佐健第511号  
平成25年7月5日

佐倉市情報公開・個人情報保護審議会長様

佐倉市長 藤 和 雄



### 個人情報の流出について（報告）

このことについて、下記のとおり報告いたします。

#### 記

##### 1 状況

平成25年5月21日（火）、佐倉市長あてに匿名の封書が届きました。内容を確認したところ、佐倉市の住民検診（集団検診）の委託先である一般社団法人日本健康俱乐部からの流出と考えられるデータを入手したという内容の文書とUSBメモリーが入っていました。

調査の結果、当該USBメモリーの中に2つのファイルがあり、佐倉市の住民検診のデータであることと委託事業者から流出した可能性が高いことを確認しました。

2つのファイルは、住民検診の委託事業者で作成された平成19年度検診対象者データの一部と平成20年7月5日に健康管理センターで実施した平成20年度第1回集団検診の検診結果データでした。

##### 2 流出した個人情報

- ・平成19年度検診対象者データ（19, 492名分）  
氏名、住所、生年月日、性別
- ・平成20年7月5日検診結果データ（249名分）  
氏名、住所、生年月日、性別、電話番号（一部の人）、検診結果

##### 3 流出による被害

今までのところ、今回の流出による被害は確認しておりません。  
また、情報の二次流出についても確認しておりません。

#### 4 市のこれまでの対応

- ・検診結果データ流出者への個別訪問によるお詫びの実施。
- ・検診対象者データ流出者へのお詫び文書を封書で送付。
- ・今年度検診受診券送付者へのお知らせとお詫びのハガキの送付。
- ・プレスリリースによる報道各社への公表。
- ・市ホームページでのお知らせとお詫びの掲載。
- ・こうほう佐倉6月15日号にお知らせとお詫びの掲載。
- ・検診会場における検診受診前の説明の実施。

#### 5 今回の流出に対する情報管理対策及び今後の対応

今回の流出は、委託事業者からの流出の可能性が高いことから、市として委託事業者の情報管理体制の再確認を実施しました。

その結果、現在では、プライバシーマークの取得による外部監査の実施をはじめ、入退室管理、機器管理等において対策が講じられおり、引き続き管理体制の強化を進めていることが確認できたことから、今年度の検診を予定通り実施することとしました。

今後も委託事業者と協議をする中で、適切な情報管理体制の整備について進めています。

今回の件については、市、委託事業者双方で警察に相談しているところであり、市の今後の対応については、状況の推移を見ながら検討してまいります。

以上

担当 健康こども部 健康増進課